

福島市公告第228号

長期放置自転車等の撤去及び保管について

福島市自転車駐車場管理要綱第12条第3項の規定に基づき、自転車駐車場に長期放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同第14条1項の規定により公告する。

なお、この公告の日の翌日から90日を経過しても引き取りがない場合には、民法239条の規定に基づき処分します。

令和5年7月12日

福島市長 木幡 浩

1. 撤去し、保管した自転車が放置されていた場所
福島市自転車駐車場管理要綱別表に記載する自転車駐車場
2. 撤去し、保管した自転車の台数
324台
3. 撤去し、保管した年月日
令和5年6月26日、27日
4. 撤去し、保管した自転車の返還を申し出る時間及び場所
午前8時30分より午後5時まで（土日祝日等の休日を除く）
福島市都市政策部交通政策課
電話 024-525-3762
5. 撤去し、保管した自転車を返還する時間及び場所
午前8時30分より午後6時まで
福島市三河北町75-1先（西町跨線橋下） 福島市西町自転車保管所
6. 撤去し、保管した自転車の返還を行う期間
公告をした日の翌日から起算して90日間